

学校経営のポイント

負担可能な“震災復興支援体制”の構築

若井 彌一

今年3月11日発生の「東日本大震災」(4月1日、閣議決定)以後、この大震災に関連する事項を数回取り上げてきたが、2011(平成23)年も師走に入り1年をふり返る時期となったので、再度、関連する内容で述べておきたい。

震災復興の“長期財政支援体制”が不可欠

解説するまでもなく、3月11日発生の東日本大震災は、多くの国民にも、国政を担う議員にも、国の行政機関(そこに勤務する人々を含む)にも、おそらく想定外のことであった。1000年に一度とも形容される大震災(大地震と大津波)であるのだから、せめて数か月あるいは1ヵ月前くらいには、発生確率70%以上というような大災害発生予報が出されるなどの予知・防災体制をとることができなかったのか、との思いを強くした人々も大勢存在するであろうが、今回の大震災発生に関する具体的予知・防災体制には明らかに限界があった。

今回に限らず、今後とも大地震とそれに連鎖(連鎖)しての巨大津波の発生に関しては、具体的予知・防災徹底の可能性に期待をふくらませることよりも、発生した場合の混乱の、小さくても効果的な政策的・組織的対応のあり方について準備を進めることが必要かと判断される。

今回の大震災発生への事後対応に関して言えば、災害対策基本法(昭和36年11月15日公布、法律第223号)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年9月6日公布、法律第150号、以下、「激甚災害法」)が制定されており、また、激甚災害には該当しない多くの災害(政令で定める程度の災害)についても、災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して都道府県知事が行う救助に関しては、災害救助法が制定されている(昭

和22年10月18日公布、法律第118号)。

このように、平成7年1月17日発生の阪神・淡路大地震や今年3月11日発生の東日本大震災等の場合にも、また、それほどではない災害の発生の場合にも、どのような仕組み(組織と手続き)によって、必要な救助・援助を行っていくかについては、一応の法的整備が図られてはいる。

しかし、これらの法的整備に依拠して、激甚災害発生後の財政的措置までもが円滑かつ効果的(効率的)に行われ得ようになっているか、と問われれば、「否」と答えざるを得ないのが現実である。

“全国民的支援体制”を基本とすること

今回のような大災害が発生した場合、その復興には相当長期間が必要であり、被災者や公共団体に対する公的援助の額も大きなものとなる。新たな財源を「埋蔵金」に頼ったり、国民の任意による義援金に頼ることに自ずと限界がある。安定した財政的援助体制を組むことが必要であること自体には、誰しも異論はなかるう。ただし、その財源を生み出すための負担のあり方については、特定職種の人々に偏った方法ではなく、基本的には納税力のある国民皆負担を原則とすることが良策ではないか。

緊急財源をつくり出す手段ではあれ、特定の業種や身分の人々に過重負担を強いて、新たな生活困窮者(政策被害者)を生み出すことのないように、十分な配慮のある立法施策の展開が期待される。

震災だけでなく、経済、外交、医療、福祉など、総じて八方ふさがりの感じが強い昨今にあって、「誰がやっても同じだ」というような失望状態から脱出できそうだという一筋の光明を示す知恵が、「国会における代表者」(憲法前文)に求められている。

(わかい・やいち=上越教育大学長)

●好評発売中! 東日本大震災後の学校防災と学校の危機管理諸問題への対応!

《管理職演習》学校防災・危機管理の最新法律問題

菱村 幸彦(国立教育政策研究所名誉所員)【編】

A5判 200頁/定価 2310円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)